

平成29年9月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含</p>	<p style="text-align: center;"><u>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第57条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>2 <u>法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>3 <u>法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含</p>

む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該

む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該

譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第77条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る亀岡市税条例第77条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第77条第2号ア	3,900円	3,100円	第77条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	(イ)		
	10,800円	7,200円	第77条第2号ア	6,900円	5,500円
	3,800円	3,000円	(ウ) a	10,800円	7,200円
	5,000円	4,000円	第77条第2号ア	3,800円	3,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条	(ウ) b	5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア	附則第16条第1項	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条
	3,900円	3,100円	附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(イ)
	6,900円	5,500円		3,900円	3,100円
	10,800円	7,200円	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ) a
	3,800円	3,000円		6,900円	5,500円
	5,000円	4,000円		10,800円	7,200円

附則第16条第1 項の表第2号ア (ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規 定により読み替えて適用される第 77条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>附則第2項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</u></p> <p>3 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>附則第4項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 商業地等のうち当該商業地等当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計</p>

面税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を越えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 7 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

- 8～10 （略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

- 11 （略）

- 12 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項から第10項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と

面税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を越えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 9 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

- 10～12 （略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

- 13 （略）

- 14 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と

は法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

13 (略)

は法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

15 (略)

亀岡市自転車等駐車場条例（平成17年亀岡市条例第45号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
(名称及び位置) 第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
J R 馬堀駅前自転車等駐車場	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号	J R 馬堀駅前自転車等駐車場	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号
J R 亀岡駅前自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋21番地の4	J R 亀岡駅前自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋21番地の4
J R 亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋10番6	J R 亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡市追分町谷筋11番
J R 並河駅前自転車等駐車場	亀岡市大井町並河2丁目207番地の1	J R 並河駅前自転車等駐車場	亀岡市大井町並河2丁目207番地の1
J R 千代川駅前自転車等駐車場	亀岡市千代川町今津1丁目8番12号	J R 千代川駅前自転車等駐車場	亀岡市千代川町今津1丁目8番12号
メディアス亀岡自転車駐車場	亀岡市大井町土田2丁目58番地の1	メディアス亀岡自転車駐車場	亀岡市大井町土田2丁目58番地の1